

平成29年12月20日

乾式複写機の設置による営業者の募集について（公告）

札幌高等裁判所国有財産事務分掌者
札幌高等裁判所事務局長 坂 田 威一郎
札幌地方裁判所国有財産事務分掌者
札幌地方裁判所 長 定 塚 誠
札幌家庭裁判所国有財産事務分掌者
札幌家庭裁判所 長 竹 田 光 広

札幌高等地方裁判所庁舎等について、庁舎の一部有償による使用許可を受け、乾式複写機を設置する方を募集します。応募しようとする方は、下記の要領により企画提案書を提出してください。

記

1 件名

札幌高等地方裁判所庁舎等における使用許可（乾式複写機の設置）の相手方の選定

2 募集の概要

事件記録等の謄写の用に供するために、札幌高等地方裁判所庁舎等の一部について、乾式複写機を設置させる前提で使用許可（有償）をするに当たって、使用許可を受けようとする者（法人であると個人であるとを問わない。）を広く募集し、提出された企画提案書の優劣により使用許可をする相手方を選定することを目的とするものである。

3 使用許可する場所

- | | |
|---------------------|----------------|
| (1) 札幌市中央区大通西1-1丁目 | 札幌高等地方裁判所庁舎 |
| ア 本館6階刑事書記官室 | |
| イ 本館3階閲覧謄写室（複数台） | |
| ウ 別館1階閲覧謄写室 | |
| (2) 札幌市中央区大通西1-2丁目 | 札幌家庭簡易裁判所庁舎 |
| ア 4階記録閲覧謄写室 | |
| イ 1階簡裁民事受付 | |
| (3) 岩見沢市4条東4丁目 | 札幌地方裁判所岩見沢支部庁舎 |
| 2階地裁・簡裁書記官室 | |
| (4) 室蘭市日の出町1丁目18-29 | 札幌地方裁判所室蘭支部庁舎 |
| 2階ホール | |
| (5) 小樽市花園5丁目1-1 | 札幌地方裁判所小樽支部庁舎 |
| 1階地簡裁書記官室 | |
| (6) 苫小牧市旭町2丁目7-12 | 札幌地方裁判所苫小牧支部庁舎 |
| 5階書記官室 | |
| (7) 滝川市大町1丁目6-13 | 札幌地方裁判所滝川支部庁舎 |

1 階一般待合室

(8) 浦河郡浦河町常盤町 1 9 札幌地方裁判所浦河支部庁舎

1 階事務室

(9) 岩内郡岩内町字高台 1 9 2 - 1 札幌地方裁判所岩内支部庁舎

1 階ホール

4 使用許可の条件内容

使用許可を受けた者は、使用許可を受けた場所において、自らが提出した企画提案書の内容に従い、乾式複写機を設置し、事件関係書類等の謄写に利用させる営業をする。

5 企画提案書の作成及び提出に係わる事項

(1) 企画提案募集要領の交付

ア 交付期間

平成 2 9 年 1 2 月 2 0 日（水）午前 8 時 3 0 分から平成 3 0 年 1 月 1 6 日（火）午後 5 時まで（ただし土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

イ 交付場所

札幌市中央区大通西 1 1 丁目

札幌地方裁判所経理課管理係 担当 杉山

電話 0 1 1 - 3 5 0 - 4 8 1 4（直通）

ウ 郵送による交付を希望する者は、返信用の封筒（C D - R 1 枚が入る規格で、表に住所及び氏名を記載し、所定の切手を貼付したもの。）を平成 2 9 年 1 2 月 2 7 日（水）（必着）までにイに送付すること。

(2) 企画提案書の提出方法等

ア 提出期間

平成 3 0 年 1 月 2 4 日（水）午前 8 時 3 0 分から同月 3 1 日（水）午後 5 時までとする。

イ 提出場所

上記企画提案募集要領の交付場所と同じ

ウ 提出方法

提出場所に持参又は郵送による。なお、郵送の場合、書留郵便によるものとし、提出期限内必着とする。また、ファクシミリ送信や電子データ送信による提出は認めない。

エ 提出部数

4 部

6 質問及び回答

(1) 本件の応募又は企画提案書の作成、提出に関する質問は、次の提出期限まで、書面にて受け付けるので、提出場所に持参する。

ただし、手続及び企画提案書の形式についての質問は、前記企画提案募集要領交付場所に電話で問い合わせても差し支えない。

ア 質問書の様式 日本工業規格 A 列 4 番の用紙を用いる。

イ 提出期限 平成 3 0 年 1 月 1 7 日（水）午後 5 時まで

ウ 提出場所 上記企画提案募集要領の交付場所と同じ

- (2) 前記(1)に対する回答書は、平成30年1月23日（火）までに郵送または電送にて送付する。

7 使用許可をする相手方を選定するための手順

- (1) 応募者の参加資格として、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員又は第32条第1項第2号ないし第4号に規定する者及び団体をいう。以下同じ。）ではないこと。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしている者ではないこと。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを利用するなどしている者ではないこと。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

カ 暴力団又は暴力団員等及びイからオまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

- (2) 応募者は、前項の要件を満たすこと及び将来的に当該要件に反することはない旨を誓約し、使用許可後に誓約が虚偽であることが判明し、又は前項の要件に反することとなった場合、当該使用許可の取消をされても異議を申し立てない旨を明記した誓約書を提出すること。

- (3) 前2項の要件を満たした応募者が提出した企画提案書が、次の一つに該当する場合は欠格とする。

ア 提出場所、提出期限又は提出方法が前記5に適合しないとき。

イ 企画提案募集要領に指定する作成様式又は記載事項の留意事項に適合しないとき。

ウ 虚偽の内容が記載されているとき。

- (4) 欠格とされなかった応募者から提出された企画提案書について評価し、最も評価が高い企画提案書を提出した応募者を使用許可の相手方として選定する。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと

8 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

- (2) 提出された企画提案書は返却しない。

- (3) 企画提案書の作成及び提出並びに本件に応募することに関わる費用は、すべて応募

者の負担とする。

- (4) 提出された企画提案書の内容を確認するため、必要に応じて個別にヒアリングを実施することがある。